

閲覧する場合の必要書類

	登録の確認をする場合	政治活動を行う場合		調査研究を行う場合		
申出書	選挙人名簿抄本閲覧申出書 (登録の確認)	選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)		選挙人名簿抄本閲覧申出書(調査研究)		
添付書類		次のいずれかを添付(公職にある者は除く) (1)政治活動用看板の証票の交付が確認できるもの (2)申出者を後援する政治団体の設立を確認できるもの (3)政党等による公認決定を示すもの	次のいずれかを添付 (1)政治資金規正法第12条の規定による収支報告書の写し (2)規制法第9条に規定する会計帳簿の写し	次の資料を添付 (1)調査目的、調査方法、調査対象者、調査のスケジュール等を示す資料 (2)調査で使用する調査票、アンケート用紙等		
申出できる者 (閲覧者)	選挙人 (申出を行った選挙人)	公職の候補者になるうとする(公職にある)者 (申出をした公職の候補者等、当該公職の候補者等が指定する者)	政党その他の政治団体(申出をした政党その他政治団体の役職員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定する者)	国、地方公共団体の機関(申出した国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定する者)	法人(申出をした法人の役職員又は構成員で当該法人が指定する者)	個人(申出をした個人又はその指定する者)
申出者・閲覧者以外の者の閲覧事項の取扱いについて		利用目的達成のため、申出者・閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることができる。 (候補者閲覧事項取扱者に関する申出書) により申出が必要)	利用目的達成のため、政党その他の政治団体である申出者は、当該申出者以外の法人に閲覧事項を取り扱わせることができる。 (承認法人に関する申出書) により申出が必要)		法人である申出者は、閲覧者又は当該法人の役職員、構成員のうち当該法人の指定する者以外の者に閲覧事項を取り扱わせてはいけない。	利用目的達成のため、申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることができる。 (個人閲覧事項取扱者に関する申出書) により申出が必要)